



大津市公報

平成 29 年 9 月 1 日
号外 (第 46 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
93 大津市財務規則の一部を改正する規則.....	1
94 大津市契約規則の一部を改正する規則.....	1
教 育 委 員 会 訓 令	
4 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正.....	2

規 則

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 9 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第93号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則（平成9年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第59条第1項中「が130万円」を「が1,300,000円」に、「50万円」を「500,000円」に、「30万円以上130万円」を「300,000円を超え1,300,000円」に改め、同条第2項中「130万円」を「1,300,000円」に、「50万円」を「500,000円」に改める。

第60条を次のように改める。

（支出負担行為として整理する時期等）

第60条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な書類は、歳出予算の節又は細節の区分に応じて市長が別に定める。

第160条第2項中「別表第3」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表とする。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 9 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第94号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定により契約書の作成を省略するとき（同項第1号に該当する場合に限る。）は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める行為を行うものとする。ただし、契約金額が30万円以下の契約をするとき、又は市長が契約の性質若しくは目的によりこれらの行為を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

様式第14号工事請負契約書第7条の次に次の1条を加える。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を受注者が直接締結する下請契約の相手方としたときは、発注者の指定する期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を提出しなければならない。

健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 様式第14号工事請負契約書第10条第1項第2号中「（昭和24年法律第100号）」を削る。

附 則

- この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 改正後の様式第14号の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第4号

大津市教育委員会事務決裁規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月1日

大津市教育委員会
 教育長 桶 谷 守

第10条第1項中「堅田少年センター所長」を「公民館長（第2条第12号に掲げる公民館長に限る。）」に改め、同項に次の1号を加える。

行事（会議、説明会、講習会、懇談会等を含む。）の開催、共催及び後援を決定すること（重要なものを除く。）。

第10条第2項中「前項各号」を「前項第1号から第4号まで」に改める。

第11条の2ただし書を削る。

別表第1号の表1の部1の項第2号中 「総務部長
 （人事課長）」を 「人事課長
 財政課長」に改め、同項第4号中 「総務部長
 （人事課長）」
 （財政課長）」

を削り、同項第7号中「（総務課長）」を「（財政課長）」に改め、同項第15号中 「政策調整部長
 （秘書課長）」

「政策調整部長
 （企画調整課長）」
 部12の項第1号ア中 「情報システム課長」を 「企画調整課長
 情報システム課長」に改め、同項第2号ア中 「政策調整部
 長
 （情報シス
 テム課長）」
 総務部長
 （財政課長）」

長
 テム課長）」を「情報システム課長」に改め、別表第1号の表2の部2の項第3号を次のように改める。

国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認						教育総務課長	人事課長
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--------	------

別表第1号の表2の部2の項第6号を次のように改める。

嘱託職員の任免の内申							
ア 月額報酬が30万円を超える							
嘱託職員							
イ ア以外の嘱託職員							

別表第1号の表2の部2の項第15号中 「総務部長
 （人事課長）」を「人事課長」に改め、同部3の項第4号中

「政策調整部長
 （国際交流室長）
 総務部長
 （人事課長）
 （ただし、政策

調整部長の協議
は教育次長の外
国旅行の実施の
決定及びその復
命の受理の場合
に、国際交流室
長の協議は外国
旅行の実施の決
定及びその復命
の受理の場合
に、総務部長の
協議は教育次長
の外国旅行の決
定の場合に、人
事課長の協議は
外国旅行の実施
の決定の場合
に限る。) 」

「国際交流室長
人事課長
(ただし、国
際交流室長の
協議は外国旅
行の実施の決
定及びその復
命の受理の場
合に、人事課
長の協議は外
国旅行の実施
の決定の場合
に限る。) 」

に改め、別表第 1 号の表 4 の部 1 の項第 1 号中「財政課長」を削り、

「総務部長

同部 2 の項中 (財政課長) を「管財課長」に改める。
(管財課長)」

附 則

この訓令は、平成29年 9 月 1 日から施行する。